

平成 29 年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

昨今の経済取引の広域化、国際化及び ICT 化等により、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化している中で、国税査察官は、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者の告発に努めています。

1 査察調査の概要

【平成 29 年度の取組】

平成 29 年度においては、自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告は脱税案に積極的に取り組み、過去 5 年間で最も多くの告発を行いました。

また、インターネット関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対しても積極的に取り組み、告発しました。

【平成 29 年度の査察実績】

○ 着手・処理・告発件数、告発率

平成 29 年度において査察調査に着手した件数は、17 件でした。

平成 29 年度以前に調査着手した査察事案について、平成 29 年度中に処理（検察庁への告発の可否を判断し処理）した件数は 17 件、そのうち検察庁に告発した件数は 16 件であり、告発率は 94.1% でした。

○ 脱税額

平成 29 年度に処理した査察事案に係る脱税額は総額で 14 億 4,000 万円、そのうち告発分は 13 億 9,000 万円でした。

処理した事案 1 件当たりの脱税額は 8,500 万円、告発した事案でみると 1 件当たりの脱税額は 8,700 万円でした。

○ 税目

平成 29 年度に告発した査察事案に係る税目は、所得税、法人税のほか、相続税、消費税、源泉所得税についても告発しました。

○ 業種

平成 29 年度に告発した査察事案で多かった業種は、「建設業」が 3 件、「不動産業」が 2 件、「小売業」が 2 件でした。

【査察事件の一審判決の状況】

平成 29 年度中に一審判決が言い渡された件数は 15 件であり、全てに有罪判決が出されました。

2 社会的波及効果の高い事案への取組

平成 29 年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、無申告ほ脱事案や近年の経済社会情勢に即した事案等の社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。

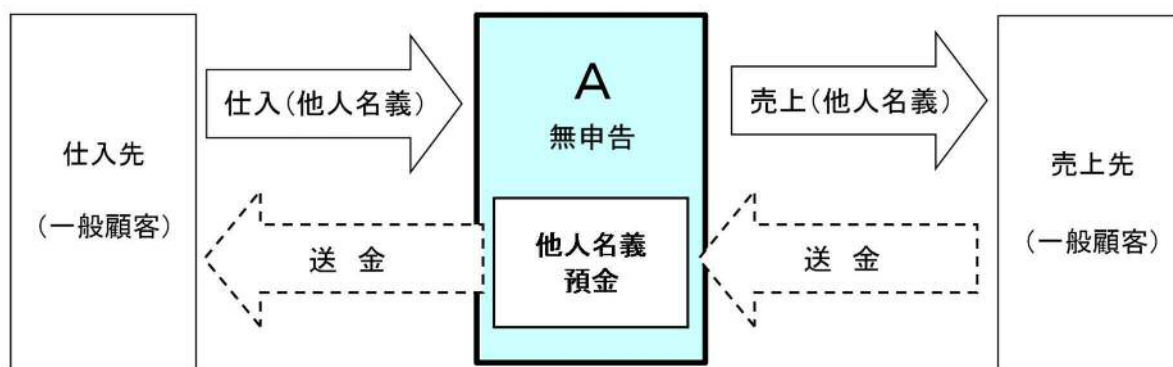
(1) 無申告ほ脱事案

無申告ほ脱事案については、申告納税制度の根幹を揺るがすものであることから積極的に取り組みました。

【平成 29 年度告発事例】

A は、インターネットを利用しコンサートチケット等の販売を行う者ですが、他人名義でコンサートチケット等の仕入及び販売を行うとともに、売上代金を他人名義の預金口座に送金させるなどの方法により所得を秘匿し、所得税の申告を行わず多額の所得税を免れ、不正資金を現金で留保するほか、高級外車の取得費用に充てていました。

本事例では、デジタルフォレンジックツールを使用して、メールデータなどを把握し、事業実態等の解明をすることができました。

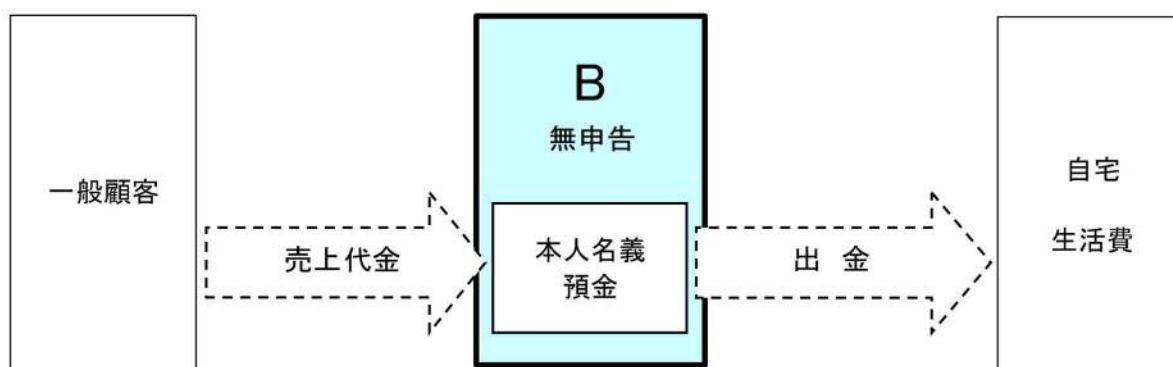


(2) 近年の経済社会情勢に即した事案

パソコン、スマートフォンやタブレット端末の普及により、インターネットを利用した通信販売等のビジネスが急速に拡大している分野において、悪質な脱税が多数みられ、それらの事案に対して積極的に取り組みました。

【平成 29 年度告発事例】

B は、インターネットを利用したカウンセリング・セミナーなどを行う者ですが、所得税の申告を行わず、多額の所得税を免れ、不正資金を自宅の建築費用や生活費に充てていました。



3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金で留保されていたほか、居宅や高級外車、高級腕時計の取得費用、先物取引の投資資金、特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、居宅階段下のカバーに覆われた金庫の中に現金を隠していた事例などがありました。

4 査察部門の今後の取組

平成 30 年度においては、査察制度の一罰百戒の効果が最大限に発揮できるよう、現下の経済社会情勢を踏まえ、特に、

- 消費税受還付事案
- 無申告ほ脱事案
- 国際事案

のほか、社会的関心が高く、近年の経済社会情勢に即した分野で、悪質な脱税が伏在する可能性の高い事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案の積極的な着手・処理に取り組むこととします。

5 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

年 度		平成				
項 目		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
		件	件	件	件	件
着 手 件 数		15	19	18	19	17
処 理 件 数 (A)		16	16	15	20	17
	告発件数 (B)	10	11	10	14	16
	告 発 率 (B/A)	% 62.5	% 68.8	% 66.7	% 70.0	% 94.1

(2) 脱税額の状況

年 度		平成				
項 目		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
脱 税 額	総 額	912	851	1,145	1,175	1,440
	同上1件 当 たり	57	53	76	59	85
	告 発 分	718	800	726	764	1,390
	同上1件 当 たり	72	73	73	55	87

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

年 度	平成 2 5		2 6		2 7		2 8		2 9	
	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合	件 数	割合
所 得 税	件 3	% 30	件 2	% 18	件 3	% 30	件 2	% 14	件 4	% 25
法 人 税	5	50	7	64	6	60	11	79	7	44
相 続 税	—	—	—	—	1	10	—	—	1	6
消 費 税	内 1 2	20	内 1 2	18	内— —	—	内— 1	7	内 1 3	19
源泉所得税	—	—	—	—	—	—	—	—	1	6
合 計	10	100	11	100	10	100	14	100	16	100

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

年度 区 分	平成 2 5		2 6		2 7		2 8		2 9	
	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合	脱税額	割合
所 得 税	百万円 207	% 29	百万円 113	% 14	百万円 338	% 47	百万円 126	% 17	百万円 357	% 26
法 人 税	458	64	403	50	292	40	589	77	664	48
相 続 税	—	—	—	—	96	13	—	—	118	8
消 費 税	内 24 53	7	内 258 284	36	内— —	—	内— 49	6	内 90 171	12
源泉所得税	—	—	—	—	—	—	—	—	80	6
合 計	718	100	800	100	726	100	764	100	1,390	100

(注 1) 脱税額には加算税額を含む。

(注 2) 消費税の内書は消費税受還付事案(ほ脱犯との併合事案を含む)の脱税額である。

(4) 告発の多かった業種

平成 2 7		2 8		2 9	
業 種	者数	業 種	者数	業 種	者数
建 設 業	3	美 容 業	3	建 設 業	3
—	—	建 設 業	2	不 動 産 業	2
—	—	商 品 、 株 式 取 引	2	小 売 業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は 1 者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度 項目	① 判 決 件 数	② 有 罪 件 数	有 罪 率 (②／①)	実刑判決 人 数	③ 1 件当たり 犯 則 税 額	④ 1 人当たり 懲 役 月 数	⑤ 1 人(社)当 たり罰金額
	件	件	%	人	百万円	月	百万円
平成 2 7	13	13	100.0	1	47	13.0	13
2 8	11	11	100.0	—	41	12.6	9
2 9	15	15	100.0	—	38	12.2	9

(注) 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。